

査 調	2	—	11
査 察	1	—	43
官 総	10	—	33
官 人	1	—	31
官 企	1	—	68
官 際	1	—	107
官 協	1	—	39
官 改	1	—	64
課 総	2	—	15
課 個	8	—	15
課 資	6	—	32
課 法	5	—	23
課 酒	4	—	20
課 消	1	—	28
課 軽	1	—	83
課 審	1	—	33
徵 管	2	—	53
徵 徴	1	—	117
令和 7 年 6 月 25 日			

各 国 税 局 長 殿  
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官  
(官 印 省 略)

令和 7 事務年度における調査課事務の運営に  
当たり特に留意すべき事項について（指示）

標題のことについては、別冊のとおり定めたから、平成 12 年 6 月 29 日付査調 2-17 ほか 4 課共同「調査課事務運営要領の制定について」（事務運営指針）を基本としつつ、令和 7 年 6 月 19 日付官総 10-28 ほか 32 課共同「令和 7 事務年度における事務運営に当たり特に留意すべき各事務系統に共通する事項について」（指示）によるほか、これにより適切な運営を図られたい。

令和 7 事務年度における調査課事務の運営に当たり  
特に留意すべき事項について

1	基本的な考え方	1
2	リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の実践	1
(1)	コンプライアンスリスクに応じた適切な法人監理	1
(2)	適切な事務計画の策定等	1
(3)	コンプライアンスリスクに応じた的確な調査の実施等	1
(4)	税務C Gの充実に向けた取組	2
3	国際課税における課題への対応	2
(1)	国際課税の充実に向けた取組	2
(2)	所得合算ルールへの対応	2
(3)	地方局調査支援体制の整備	2
4	DX・BPRの推進等	2
(1)	GSS及びKSCKの導入等を踏まえた取組	2
(2)	e-Tax 及びキャッシュレス納付の利用拡大等	3
(3)	電子帳簿等保存制度の普及に向けた取組	3
5	調査企画・資料情報の充実	3
(1)	調査企画の取組	3
(2)	資料情報の取組	3
6	他部課との連携・協調	4
(1)	連携調査等の充実	4
(2)	新分野への対応	4
7	インボイス制度の円滑な定着に向けた対応	4
8	人材育成	4
9	職員の士気高揚	4

## 1 基本的な考え方

国税庁の組織理念の下、調査課の使命・役割を着実に果たしていくため、経済社会の変化や所管法人の動向を的確に捉え、庁と局とが連携しながら、事務運営の見直しを不断に行い、効率的で質の高い業務を一層推進していく。

特に、事務運営上の重点課題については、部長等幹部が職員一人一人に正確な理解と対応を促し、参加意識を醸成しつつ、取組状況を適時適切に把握し、その分析結果を踏まえて取組の見直しを継続的に行う。

なお、事務運営の見直しに当たっては、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像 2023－」（令和 5 年 6 月公表）及び「DX・BPR の推進に関する基本方針～ビジネスモデルを変える～」（令和 7 年 6 月改定）に沿って、内部事務の効率化やデジタル技術等を活用した調査事務の高度化に取り組む。

また、ガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）及び KSK2 の導入といった大きな環境変化を前提に、事務の効率化・高度化に向け、重点課題に的確に遂行できる体制整備を進めることにより、目に見える形で組織の対応力を向上させていく。

おって、速やかに重点課題に対応するため、効率化策を可能なものから着手し、順次取組を進めていくほか、部局間の連携の取組を徹底する。

## 2 リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の実践

### (1) コンプライアンスリスクに応じた適切な法人監理

法人の申告・決算内容や過去の調査状況のほか、税務に関するコーポレートガバナンス（以下「税務 CG」という。）の状況など各種データの分析に基づき、調査課の役割を踏まえて個々の法人のリスクを判定し、それに応じて所管法人全体を適切に監理する。

また、リスクに応じた接触方法の決定プロセスや調査の重点事項の絞り込みを高度化・効率化するため、法人情報管理統合システム（CIMS）の運用を的確に行う。

さらに、センター局（東京局・大阪局）を中心とした高度なデータ分析に基づき抽出したリスクの全国一体的な活用に取り組む。

### (2) 適切な事務計画の策定等

事務計画については、令和 6 事務年度における調査実施状況を考慮し、調査課の役割や各局の課題・実情を踏まえ、調査の重点事項を明確にした上で策定する。

事務計画は、事務運営を円滑に実施するための基礎として作成するものであり、調査件数に固執することなく、事案の内容に応じて柔軟に見直すなど弾力的な運営に配意する。

また、統括官等は、適時に調査先に臨場するなどにより、事案の見極めを適切に実施し、部長等幹部は、適時適切に進捗状況を確認し、的確な進行管理が行われるよう指示する。

### (3) コンプライアンスリスクに応じた的確な調査の実施等

実地調査の実施に当たっては、調査必要度の高い法人を的確に調査選定し、リスクに応じた適切な調査体制に基づき、効果的・効率的な調査を実施する。

特に、租税回避行為、海外への所得移転、不正計算、消費税など、調査課の役割を踏まえた重点事項について、必要となる専門性を担保し、職員一人一人が明確に目的意識をもって取り組む。

また、取り組んだ結果、個別の調査事案が課税処理に至らなくとも、当該取組により獲得した調査に有効なノウハウの組織還元や税制改正を視野に現行法の下で対応が困難な租税回避行為の事例集積に取り組むなど、調査により得られた情報等を最大限活用して適正課税の確保につなげる。

統括官等は、調査課の役割を踏まえて取り組んだ調査について、非違の有無等にとらわれず、各種指標を用いて個々の調査事案における取組状況や取組姿勢も考慮し、適切に評価する。

なお、実地調査によらず是正可能であることが見込まれる事案については、想定される非違の規模にかかわらず、行政指導等を通じた効果的・効率的な是正に努める。

#### (4) 税務C Gの充実に向けた取組

税務C Gの充実に向けた取組については、トップマネジメントとの面談時に税務C G評価結果をその評価の根拠とともに法人に伝達するなどして、法人とのコミュニケーションの充実を図り、各法人の実情に即した内部体制の充実を促進させる。

また、一層効果的な取組とする観点から、事務運営上の課題や改善を要する点の把握に努める。

### 3 国際課税における課題への対応

#### (1) 国際課税の充実に向けた取組

国税組織が有する各種情報をより一層活用することにより、海外への所得移転などの国際課税リスクを的確に把握するとともに、当該リスクに応じた調査体制を構築する。

特に移転価格リスクが高いと認められる法人については、庁とも連携しながら法人管理の上、対応方法を検討し、適時適切に深度ある調査を実施する。

また、特に消費税不正還付や無申告等が想定される外国法人についても、適切に法人管理を行い、深度ある調査などを実施する。

#### (2) 所得合算ルールへの対応

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、令和8年9月末に多くの法人に係る初回申告期限を迎えることから、執行体制の整備を進めるとともに、外部からの質疑に適切に対応するなど、制度の円滑な定着に努める。

#### (3) 地方局調査支援体制の整備

センター局（東京局・大阪局）は、一定の国際課税リスクを有する特官所掌法人等、地方局において適切な調査体制を確保する必要がある調査事案を支援対象とするとともに、その他の調査事案や要請に適時的確に対応するため、支援体制の強化に努める。

また、名古屋局及び関東信越局は、必要に応じて、センター局が支援対象とする地方局調査事案に対して支援担当者を派遣するなどして、地方局調査支援体制の一端を担う。

### 4 DX・BPRの推進等

#### (1) G S S及びK S K 2の導入等を踏まえた取組

令和7年9月から順次導入されるG S S端末を利用し、オンラインストレージサービスによる調査先での帳簿等データの早期取得やW e b会議システムによる調査の状況に応じた概況聴取、調査先からの統括官等との情報共有を通じた的確な進捗管理など、オンラインツールを積極的に活用し

た調査事務の効率化・高度化に取り組む。

なお、G S S 環境下ではアプリケーションの稼働が一部制限される可能性があることから、局の各種システムについては、個別に稼働検証を行い、結果によっては使用するアプリケーションを変更するなど必要な対応を行う。

また、K S K 2 とその事務処理等について、事務処理手順の確認や職員の理解促進に取り組む。具体的には、全職員の確実な「K S K 2 に関する職員研修」の受講、「K S K 2 導入後の事務処理手順等に関する情報」の確認について、必要な日数を事務計画に反映する。

おって、リモートワーク環境の効果的な活用により、テレワーク等の場所や時間にとらわれない働き方を推進するとともに、部内業務の在り方や事務処理手順等の見直しに取り組む。

## (2) e-Tax 及びキャッシュレス納付の利用拡大等

「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和6年10月21日改定)を踏まえ、大法人の電子申告義務の履行に適切に対応するとともに、各局の実情に応じ、関係課と連携し、添付書類を含めた利用勧奨に効果的・効率的に取り組む。

なお、キャッシュレス納付の利用拡大に向けては、納税者等とのあらゆる接点を活用の上、事務系統横断的に関係各部署と連携し、積極的に利用勧奨を実施する。

また、マイナンバーカードの普及・利活用の促進に向け、マイナンバーカードとそれに搭載されている電子証明書の有効期限が到来する者が多数見込まれていることも踏まえ、マイナポータル連携などの周知・広報を実施する。

## (3) 電子帳簿等保存制度の普及に向けた取組

令和7年度税制改正において「請求書等のデジタルデータを帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度」が電子帳簿保存法に措置されている。

当該措置は、取引から会計・税務までのデジタル化(デジタルシームレス)の促進のみならず、電子帳簿等保存制度の利用促進に資するものであり、税務手続における正確性の向上が期待できることから、当該措置の積極的な周知・広報を実施する。

# 5 調査企画・資料情報の充実

## (1) 調査企画の取組

調査課の役割を踏まえ、全庁的視点からの調査企画に取り組む。

調査企画に当たっては組成件数にとらわれることなく、各局調査企画部署の連携・協調の下、積極的にデータを分析・活用し、管内情勢・社会情勢を踏まえた新たな視点のほか、消費税の観点からも事案組成に取り組む。

特に、センター局(東京局・大阪局)の調査企画部署は、地方局への事案組成に係る支援や他局との共同組成に積極的に取り組む。

## (2) 資料情報の取組

資料情報事務については、課税部等と連携・協調の下、全税務的見地からの資料源開発及び活用者側の立場に立った付加価値の高い資料情報の収集・分析に努めるほか、調査事務におけるデータ活用の取組を念頭に置いた形式での資料情報の収集に配意する。

また、複数局に跨る大型プロジェクトなどの広域的かつ継続的な情報収集が必要な場合には、調査管理課等が主体となり、戦略的な資料情報の収集・蓄積を行うほか、将来的な課税リスクを見据えた中期的な観点から前広な情報収集に積極的に取り組む。

## 6 他部課との連携・協調

### (1) 連携調査等の充実

課税上の問題が複雑かつ広がりを持つ場合には、課税部・査察部等関係部署と問題意識並びに事実認定及び法令適用に関する認識を共有しつつ、適切な課税処理を行うよう連携に特に配意する。

国税債権の早期徴収を図るため、引き続き、徴収部に対して課税情報等を早期に提供するとともに、調査時における納付指導を行う。

課税部による海外取引法人等に対する調査に際し調査課のノウハウを要する場合においては、そのノウハウを部の垣根を越えて活用できる環境の整備に努める。

### (2) 新分野への対応

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への対応に当たっては、各局にプロジェクトチームを設置し、新たな形態の取引に着目して資料情報を積極的に収集する。

また、収集した情報については、課税部と連携して更なる情報付加・加工を行うとともに、課税上の問題が想定される法人を的確に把握し、事案に応じて調査又は行政指導を実施する。

なお、行政指導に当たっては、業界団体や仲介事業者等を通じて利用者（納税者）へ適正申告を呼び掛けるなど、効果的・効率的に、納税者の自発的な納税義務の履行支援を目的とした施策や適正課税の確保に向けた施策を実施する。

## 7 インボイス制度の円滑な定着に向けた対応

インボイス制度については、制度開始後も新たに設立された法人を中心に一定数の登録申請がされているほか、制度開始に伴う事務負担・税負担を軽減する各種経過措置が設けられていること等を踏まえ、関係府省庁と連携しながら、引き続き、事業者の立場に立った丁寧な相談対応を行うとともに、適正な申告・納税を確保するため、制度の周知・広報など必要な取組等の各種施策を実施する。

## 8 人材育成

人材育成については、国税庁全体の組織力向上の観点から、他部課・他局との緊密な連携の下で主体的かつ計画的に取り組んでいく。

その際、租税回避行為や海外への所得移転など専門性の高い分野により的確に対応するため、調査経験に応じた適切な指導育成を行うほか、調査ノウハウ等を効果的に習得する観点から、局間の人材交流や局間OJTの取組（以下「局間交流等」という。）を推進する。ただし、局間交流等の実施に当たっては、弾力的な交流期間の設定や、幹部等による丁寧かつ的確な身上把握を実施することに留意する。

## 9 職員の士気高揚

顕著な功績があったと認められる事案、業務又は国税組織全体に貢献した取組について、表彰・顕彰等により的確に評価し、職員の士気高揚を図る。